

## 弥富市地域公共交通活性化協議会規約

### (目的)

第1条 弥富市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成に関する協議及び公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、弥富市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (事務所)

第2条 協議会の事務所は、愛知県弥富市前ヶ須町南本田335番地（弥富市役所内）に置く。

### (事業)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第4条 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。

### (協議会の委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 市民及び利用者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 愛知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 愛知県の関係行政機関の職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員

- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 市長及びその指名する職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者  
(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 座長 1名
- (4) 監事 2名

2 会長は、市長とし、協議会を代表する。

3 副会長、座長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 座長は、協議会の議長となる。

6 監事は、協議会の監査事務を行う。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

3 前号以外の委員については、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状により代理人に権限を委任した場合は、当該代理人を出席委員とみなす。

2 協議会の議決は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。

3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開とすることにより公正か

つ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。
- 5 前4項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、弥富市市民生活部市民協働課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、弥富市及び関係団体の負担金、国からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第15条 協議会の出納監査は、監事が行う。

- 2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の会長、副会長、座長、監事及び委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年7月10日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 第7条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成28年6月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年3月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月21日から施行する。

別表（第5条関係）

委員区分	職名
第1号 (市民及び利用者の代表)	区長会長
	民生・児童委員協議会会长
	福寿会会长
	女性の会代表
	名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会会长
	公募委員
第2号 (学識経験者)	公募委員
	(公財) 豊田都市交通研究所主幹研究員
第3号 (愛知運輸支局長又はその指名する者)	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官
第4号 (愛知県の関係行政機関の職員)	愛知県都市・交通局交通対策課 担当課長
	愛知県海部建設事務所維持管理課長
	愛知県蟹江警察署交通課長
第5号 (一般旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員)	(公社) 愛知県バス協会専務理事
	名古屋タクシー協会専務理事
	三重交通(株) 桑名営業所長
	名古屋近鉄タクシー(株) 営業部長
第6号 (一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体)	愛知県交通運輸産業労働組合協議会議長
第7号 (市長及びその指名する職員)	弥富市市長
	弥富市副市長
第8号 (市長が必要と認める者)	飛島村総務部長
	木曽岬町危機管理課長